

運営規程

介護センター パートナー

指定訪問介護事業所として、株式会社 N A I K I は、以下の運営規程を定める。

（目的）

第1条 株式会社N A I K I が開設する介護センター パートナーが行う指定訪問介護の事業（以下事業という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の終了者（以下訪問介護員等という。）が要介護状態にある高齢者（以下要介護者という）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

①名称 介護センター パートナー

②所在地 山梨県笛吹市石和町唐柏538番地2

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1 管理者 1名（訪問介護員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

3 訪問介護員等 5名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

4 事務職員 1名（常勤職員、管理者と兼務することがある）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日～土曜日（12月31日と1月1日は除く）
- 2 営業時間 午前8時から午後6時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護の内容及び利用料金とその揭示）

第6条 指定訪問介護の内容は次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に準じその割合分の額とする。

- ①身体介助
 - ②生活援助
- 2 利用料等の揭示または表示は事業所の見やすい場所とする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 ①通常の事業の実施地域は、山梨市・甲州市・笛吹市・甲府市とする。

（事故発生時の対応）

- 第9条 事業者は利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員、又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
 - 3 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行うものとする。

（虐待防止のための措置）

- 第10条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、訪問介護員に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（業務継続計画の策定）

第11条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務改善計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第12条 事業者は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

（苦情処理等）

第13条 事業者は、提供した指定訪問介護に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためにその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は改善内容を報告する。

（秘密保持）

第14条 訪問介護員等は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、訪問介護員等の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及び家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第15条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通りもうけるものとし、また、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- ②継続研修 年 1 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社 N A I K I と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

平成22年12月1日より第5条第1項営業日を変更する。

平成27年6月1日より第5条第1項営業日を変更、第6条第3項、第4項を削除する。

平成27年8月1日より第6条第1項利用料金を変更する。

令和2年9月1日より第8条第1項通常の事業の実施地域を変更する。

令和6年4月1日より第6条利用料金を変更、第8条第1項通常の業務の実施地域を変更、第9条その他運営に関する留意事項を第15条に変更し、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条を追加する。